

令和5年度税制改正要望事項（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ）

（防衛省）

項 目 名	防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化のための税制上の所要の措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>防衛産業のサイバーセキュリティ体制の強化に資するものとして一定の要件※を満たすことについて防衛大臣が認める設備投資を行った場合、その事業年度の法人税額からの設備投資費の特別控除（5%）、又は当該資産に係る特別償却（30%）を可能とする特例を新設する。</p> <p>※ 「防衛産業サイバーセキュリティ基準」（令和4年3月公表）を満たす設備投資であって、その設備投資の計画について防衛大臣から認定を受けたものであること。</p>		
	平年度の減収見込額	▲ 325	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制を強化し、安全性・信頼性の高い装備品等の安定的な供給を確保することによって自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つこと。</p> <p>(2) 施策の必要性 自衛隊の運用する装備品等の開発、製造、維持整備等は、契約に基づき民間事業者（防衛産業）が行っているところ。 近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、特に、不正アクセスによる情報窃取等の攻撃が、対策の手薄な海外拠点等を経由して行われる傾向にある。このため、防衛省は、装備品等の調達に当たって事業者を求める基準として「防衛産業サイバーセキュリティ基準」（令和4年3月公表）を定め、防衛産業におけるサイバーセキュリティ体制の強化を推進している。 日々その態様を変えるサイバー攻撃に迅速かつ的確に対処するためには、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取ることにについて、インセンティブを設けることが必要不可欠である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野Ⅰ 我が国自身の防衛体制の強化 政策分野Ⅱ 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項 施策(5) 産業基盤の強靱化				
		政策の達成目標	防衛産業に対して、サイバーセキュリティ体制の強化に資する設備投資についての税制上のインセンティブを設けることによって、装備品等の製造等の現場におけるセキュリティ器材の増設や安全性・信頼性の高いシステム器材の導入を促進し、もってサイバーセキュリティ体制を強化する。				
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）				
		同上の期間中の達成目標	政策目的の達成目標と同じ。				
	政策目標の達成状況	—					
	有効性	要望の措置の適用見込み	新設を要望する措置であり、推計を記載。推計根拠を別添。				
		要望の措置の適用見込み(手段としての有効性)	本件措置を講ずることにより、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制の強化のための設備投資が促進されることから、装備品等の安全性・信頼性を向上し、及びその安定的な供給を確保することに繋がる。この結果、自衛隊の任務遂行を確実なものとし、もって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことに寄与するから、政策手段として有効である。				
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—				
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度予算概算要求において、以下を検討中。 ○ サイバーセキュリティ強化支援のための補助金（事項要求）				
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、防衛産業サイバーセキュリティ基準以上の対策を講じるための設備投資について、その費用を一定の割合により補助するものであり、本措置とともに、一体となって政策目標の達成を目指すものである。				

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>近年、防衛産業に対するサイバー攻撃のリスクが著しく増大しており、サイバーセキュリティ体制の強化に事業者が自ら積極的に取り組み、より強固な対策を取ることに、インセンティブを設けることが必要不可欠である。</p> <p>本件措置は、防衛産業においてサイバーセキュリティ体制を強化するための設備投資を長期にわたり持続的に促進するものであるとともに、その対象は、必要な基準に適合する設備投資を行うことについて、防衛大臣が認める事業者に限定されていることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	